

2023 年度上井草サッカースクール ご入会のみなさまへ

◆お問合せ

〒167-0023 杉並区上井草 3-34-1

上井草スポーツセンター

TEL : 03-3390-5707

上井草スポーツセンターホームページ

<http://www.suginami-ttm.com/>



1. 上井草サッカースクールについて

上井草サッカースクールは、杉並区の公共施設である上井草スポーツセンターの指定管理者（指定期間 2022 年 4 月～2027 年 3 月）として選定された TAC・FC 東京・MELTEC 共同事業体がスポーツ振興事業として運営するサッカースクールです。

2. 主催

TAC・FC 東京・MELTEC 共同事業体

3. 指導体制

FC 東京所属コーチ

4. 活動方針

- ◆生涯にわたってスポーツ・運動を楽しむ心を育てます。
- ◆サッカーの楽しさ・スポーツの面白さを伝えます。
- ◆サッカーを通じて、たくさんの仲間を作ります。
- ◆スポーツマンシップの育成を目指します。

5. 指導方針

- ◆各年代の特徴に応じた指導を行います。
- ◆一人ひとりの目的・体格・体力に合わせた指導を行い、個の育成を大切にします。
- ◆ピッチ内外において、子どもたちの自立を促す指導を行います。

6. 開催期間・スケジュール（開催日程）

スクールは年度制で行います。

2023 年度のスクールは、2023 年 4 月から 2024 年 3 月まで開催いたします。

スケジュールにつきましては、別紙「上井草サッカースクール 2023 年度スケジュール」をご覧ください。

※施設都合で変更または休校になる場合もございます。

7. スクール開催日数

各曜日、年間 37 回の開催を予定し、それを下回る場合には補講等を行います。

なお、補講等についてはスクール開催曜日とは異なる曜日や時間に実施することもございます。予めご了承ください。

※補講の対象者は補講開催月に在籍している生徒が対象となります。

8. 開催コース

<月曜日> 場所：上井草スポーツセンター運動場A/B面間

クラス	時間	定員
年中	15：20～16：10	各 20 名
年長		
小学1年生	16：20～17：20	各 24 名
小学2年生		
小学3年生A	16：20～17：30	
小学3年生B	17：40～18：50	
小学4年生		
小学5・6年生		30 名

<水曜日> 場所：上井草スポーツセンター運動場A/B面間

クラス	時間	定員
年少	15：20～16：00	12 名
年中	15：20～16：10	各 18 名
年長		
小学1年生	16：20～17：20	各 24 名
小学2年生		
小学3年生	16：20～17：30	
小学4年生	17：40～18：50	
小学5年生		
小学6年生		

<金曜日> 場所：上井草スポーツセンター運動場A/B面間

クラス	時間	定員
年中	15：20～16：10	各 20 名
年長		
小学1年生	16：20～17：20	各 30 名
小学2年生		
小学3年生	17：40～18：50	各 24 名
小学4年生		
小学5・6年生		30 名

※照明は区や近隣住民との協議のもと、本来は使用できない非常用電灯を、特別に4月～8月は19：00から、9月～3月は17：00から使用させていただいております。そのため、既定の時間前には照明を点灯することはできません。春期・冬期は既定の時間より前に暗くなってしまうますが、安全に配慮したスクールを行います。予めご了承ください。

9. 休校

天災地変、社会情勢の変化、施設保守などによる臨時休場によってスクールの運営が困難となる事由が生じた場合においては、スクールを休校とする可能性がございます。

1回もスクールが開催できない月があった場合は、その月は『スクール休校扱い』とします。お支払い済みの会費は翌月以降のスクールを開催した月へ充当いたします。

※上記の場合、会費を充当する代わりにその月分の補講は行いません。

クラス毎の年間開催回数に差が生じますが、予めご了承ください。

10. 初回日について

スクール初回にあたり、事務局からの連絡は特にいたしませんので、入会予定のクラスの開始時刻に合わせてグラウンドにお集まりください。

11. スクールの開催決定

中止の場合は、『上井草スポーツセンターLINE アカウント』よりご案内いたします。

※開催のご案内はいたしません。

※施設イベント情報等も LINE アカウントよりご案内する場合がございます。

上井草スポーツセンターLINE アカウント



必ず登録(お友達追加)をお願いいたします。

中止の判断は、原則として各クラス練習開始の1時間前までに、

天候・気温・グラウンドコンディションなどを総合的に踏まえて判断します。

※天候の急変等により練習開始1時間前を過ぎて中止となる場合がございますので、予めご了承ください。

12. 練習にご用意いただくもの

- ◆服装 指定のものはありません。運動に適した服をご用意ください。
(夏季・冬季など季節や天候に応じた服装をご用意ください。)
- ◆シューズ 運動に適した靴をご用意ください。
(サッカーの「トレーニングシューズ」を推奨)
- ◆ボール 各自1個お持ちください。
(年少クラスは3号球、年中～6年生クラスは4号球を推奨)
- ◆飲み物 練習途中で水分補給を行いますので、必ず用意ください。
- ◆着替えの服 不意の雨天時など、スクール終了後の着替えを必ず用意ください。
- ◆すねあて ケガ防止のためをご用意ください。

※持ち物には**必ず記名**し忘れ物にご注意ください。忘れ物は上井草スポーツセンターに2ヶ月間保管した後、持ち主が見つからない場合は処分させていただきます。

13. 会費

◆月会費 5,300 円（税込）

※入会金、年会費はございません。

※年度制スクールのため、月によってスクール開催日数が異なりますが、月会費は毎月変わりません。予めご了承ください。

◆会費支払い方法

会費は前納制です。直接、上井草スポーツセンター1階総合受付にて、

当月末までに翌月分の月会費と『教室カード』を必ずご持参の上、お支払いください。

スクール初回日に担当コーチより『教室カード』をお渡しいたします。

※『教室カード』を紛失された場合は、速やかに総合受付へお申し出ください。

14. 保険

別紙「上井草スポーツセンター教室参加者の災害補償規定」を適用します。

詳細は別紙「上井草スポーツセンター教室参加者の災害補償規程」をご参照ください。

15. 休会・退会

※休会及び退会をご希望の方は、事前に担当コーチにご相談頂きますようお願いいたします。

◆休会

・休会期間は1ヶ月以上、3ヶ月までとし、休会中の月会費は免除いたします。

・休会は在籍期間中に1人につき1回のみとさせていただきます。

・休会后に退会を希望する場合も、頂いた復帰予定月の月会費の払い戻しは出来ません。

・休会を希望する月の前月末日までに、1階総合受付にて『休会届』と『教室カード』を提出し、復帰月の月会費をお支払いください。

（例：6月を1か月休会する場合

→5月31日までに休会届を提出し、7月分の月会費を支払います）

◆退会

・退会を希望する月の末日までに、1階総合受付にて『退会届』と『教室カード』を提出してください。

（例：6月中に退会する場合→6月30日までに提出）

※『休会届』及び『退会届』は、上井草スポーツセンター1階総合受付にてお受け取りください。

以上

上井草サッカースクール規約

第1条 《名 称》

当サッカースクールは、上井草サッカースクール（以下、本スクールという）と称し、杉並区の公共施設である上井草スポーツセンターの指定管理者（指定期間 2022 年 4 月～2027 年 3 月）として選定された TAC・FC 東京・MELTEC 共同事業体がスポーツ振興事業として運営する。

第2条 《所 在》

本スクールは、杉並区上井草 3-34-1 上井草スポーツセンターに所在をおく。

第3条 《活動場所》

本スクールは、杉並区上井草 3-34-1 上井草スポーツセンターを主な活動場所とする。

第4条 《目 的》

本スクールは、少年・少女の健全な心身の育成を図り、地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第5条 《期 間》

本スクールの開校期間は、2023 年 4 月 1 日より 2024 年 3 月 31 日までの期間とする。

第6条 《入会資格》

本スクールに入会するものは次の条件を備えていなければならない。

- ①本スクールの趣旨に賛同するものであること。
- ②別に定める《会員のモラル》を厳守するものであること。
- ③スポーツを行うに適した健康状態であること。

第7条 《入会手続》

本スクールに入会を希望するものは、所定の手続きに従い本スクールに申し込む。
手続きを怠った場合は、入会を認められない。

第8条 《会 費》

会費とは月会費(税込 5,300 円)のことをいう。

第9条 《月 会 費》

会員は、翌月分の月会費を当月末日までに必ず教室カード持参のうえ、1 階総合受付に支払わなければならない。

第10条 《会費の不返納》

一旦納入した会費は、入会不許可の場合を除き、原則としてこれを返納しない。

第11条 《会費滞納》

会員が事前の承認手続きを取る場合のほか、会費の納入を怠ったときは、本スクールは指導を停止し、また退会させることができる。

第12条 《活動実施回数・期間》

- ①本スクールの活動日・期間については、別に定めるスケジュールによる。
- ②やむを得ない事由が発生した場合は、定められた活動日・活動時間を変更または中止するものとし、その場合は事前に会員に通知する。
- ③本スクールの活動指導は年 37 回とし、それを下回る場合には補講等を行う。
- ④1 回もスクールが開催できない月があった場合。その月は『スクール休校扱い』とし、その月の会費は発生しない。
- ⑤1 回もスクールが開催できない月があった場合。会費を返金（または充当）する代わりにその月分の補講は行わない。

⑥本スクールは、天災地変、社会情勢の変化やその他スクールの通常継続が困難となる事由が生じた時は、各諸機関の情報収集を基に、(無条件に)休校もしくは閉鎖することができる。

第13条 《活動への参加》

疫病の流行や社会情勢の変化等が起こり、スクール活動を実施した際に社会への影響が大きくなると推測される場合、会員は、活動を自粛していただく場合がある。

第14条 《指導内容》

本スクールでは、クラスごとに指導カリキュラムを定めるものとし、個別の具体的練習内容は各コーチが決定する。

第15条 《休 会》

- ①休会とは、怪我もしくはやむを得ない事由について、本スクールが認めた場合のみ、引続き1ヶ月以上3ヶ月以内を休む場合をいう。
- ②休会を希望する会員は、休会する月の前月末日までに休会届を提出し、復帰予定月の月会費を支払わなければならない。
- ③休会は今年度のスクール在籍中に原則1人、1回のみとする。それ以外の場合は本スクールが休会理由を聞いて判断する。
- ④休会期間中の月会費は免除とする。

第16条 《退 会》

退会を希望する会員は、退会をする月の末日までに届け出なければならない。

第17条 《会員のモラル》

会員は次の事項を厳守しなければならない。

- ①チームワークを守り、会員全員が明るく、楽しく、元気良く行動すること。
- ②本スクールの目的にそうよう努力すること。
- ③本スクールの定める利用規則を遵守すること。

第18条 《除 名》

本規約に違反するなど、本スクールの会員としてふさわしくないと判断したものに対して、本スクールは除名することができる。

第19条 《免 責》

- ①会員が本スクール活動中に負傷した場合には、担当スタッフが必要に応じて応急処置を施すが、その後の治療に関しての責任を負わない。
- ②会員は、本スクールの施設利用に際して、施設利用に関する諸規則および施設管理者ならびに担当コーチの指示に従い行動するものとし、これに反して盗難、傷害等の事故が起こっても、施設管理者、本スクール・コーチ等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

第20条 《規約改正》

この規約は、上井草スポーツセンター指定管理者の決定により随時改正することができる。

第21条 《施 行》

本規約は、2023年4月1日より施行する。